

平成 31 年度 健康保険料・介護保険料の保険料率について

健康保険料率 93.0/1000 (変更なし)

介護保険料率 15.0/1000 (変更なし)

事業所分（一般被保険者）は、平成 31 年 3 月分保険料（平成 31 年 4 月 30 日納付期限）から、任意継続被保険者は、平成 31 年 4 月分保険料（平成 31 年 4 月 10 日納付期限）から適用されます。

変 更 前				
	健康保険料率（基本保険料率＋特定保険料率）			介護保険料率
		基本保険料率	特定保険料率	
事業主	46.5/1000	24.184/1000	22.316/1000	7.5/1000
被保険者	46.5/1000	24.184/1000	22.316/1000	7.5/1000
合 計	93.0/1000	48.368/1000	44.632/1000	15.0/1000

健康保険料率・介護保険料率に変更はございません

変 更 後				
	健康保険料率（基本保険料率＋特定保険料率）			介護保険料率
		基本保険料率	特定保険料率	
事業主	46.5/1000	24.893/1000	21.607/1000	7.5/1000
被保険者	46.5/1000	24.893/1000	21.607/1000	7.5/1000
合 計	93.0/1000	49.786/1000	43.214/1000	15.0/1000

※基本保険料率に調整保険料が含まれております。

☆健康保険料率並びに介護保険料率に変更はありませんが、健康保険料の内訳の基本保険料率と特定保険料率に変更になりました。（納付いただく保険料の額に変更はございません。）

大阪薬業健康保険組合 適用課 TEL06-6941-5004
 大阪薬業健康保険組合 神戸支部 TEL078-221-6100
 大阪薬業健康保険組合 京都支部 TEL075-801-2905